

「神戸市公共建築物等における木材利用の促進に関する指針」の概要

市内の建築物等において木材の利用を促進することにより森林資源の循環利用に資することを目的に、「神戸市の建築物等における木材利用の促進に関する方針」（以下、「市方針」）を定めます。市方針は、建築物等における木材の利用を促進し、脱炭素社会の実現に資すること等を目的として制定された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」（以下「法」）第 12 条第 1 項の規定に基づき定めるものです。

本指針では、市方針第 2 に記載の「神戸市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標」について、木造化又は内装等の木質化に取り組む公共建築物の部分等について定めることを予定しています。

〔本指針の位置付け〕

国方針 **建築物における木材の利用の促進に関する基本方針**（法第 10 条）



県方針 **兵庫県建築物木材利用促進方針**（法第 11 条）



市方針 **神戸市の建築物等における木材利用の促進に関する方針**（法第 12 条）



神戸市公共建築物等における木材利用の促進に関する指針（市方針第 2）

■指針の構成

1 市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

(1) 目標（木材利用推進対象）

「地域産木材の活用」、「構造の木造化」、「内装等の木質化」を図る目標を記載します。

(2) 木材利用の検討手順

「構造の木造化」、「内装等の木質化」の検討手順を記載します。

2 市が整備する公共建築物等の木造化・内装等の木質化における配慮事項

(1) 地域産木材の活用への配慮

地域産木材の活用において配慮する事項を記載します。

(2) 木造化する場合の配慮事項

経済性、維持管理面、木材利用の普及啓発の視点で、木造化する場合に配慮する事項を記載します。

(3) 内装等を木質化する場合の配慮事項

経済性、維持管理面、木材利用の普及啓発の視点で、内装等を木質化する場合に配慮する事項を記載します。

3 その他木材利用の目標を達成するために必要な事項

市内部における横断的な取り組み、兵庫県との連携、民間建築物への普及啓発などを記載します。